

トラック誘導実施要領

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (入場申告の実施方法及び実施者)
- 第4条 (当ターミナルへの入場)
- 第5条 (誘導)
- 第6条 (トラック待機場への誘導)
- 第7条 (呼出情報の確認とその期限)
- 第8条 (誘導票破損または紛失時の対応)
- 第9条 (管理ゲートの通行)
- 第10条 (上屋での作業)
- 第11条 (ターミナル内の交通)
- 第12条 (改廃)
- 第13条 (施行)

(目的)

第1条

本要領は、東京国際エアカーゴターミナル株式会社（以下「**TIACT**」という）が管理する敷地（以下「当ターミナル」という）内における貨物ハンドリング作業の迅速化並びに構内交通の安全・円滑化を図ることを目的に、当ターミナルに入場する貨物搬出入車両の構内誘導に必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条

本要領においては、以下のように定義する。

- (1) トラック誘導システム（以下「本システム」という）とは、**TIACT** が構内交通の安全・円滑化を図ることを目的として、当ターミナルにおいて導入するシステムのことをいう。貨物搬出入を行う車両は、予め本システムへ所定情報を登録し、当ターミナルへの入場や貨物搬出入作業が可能となる。
- (2) 入場申告とは、搬出入貨物の情報及びそれを取扱う車両とその運転者及び同乗者の情報を事前に本システムへ登録したものをいう。貨物搬出入の目的で当ターミナルに入場する車両は、予めこの入場申告を実施していなければならない。
- (3) 入場申告受付番号とは、入場申告を完了させた際に、本システムによって自動的に付与・発行される番号のことをいう。運転者及び同乗者は、原則として、当ターミナル

入場時に第1入場ゲートの係員に対してこの受付番号を申告することにより、本ターミナルへの入場及び貨物搬出入作業の実施が可能となる。

- (4) 登録情報とは、TIACT に対して事前に登録された車両と運転者及び同乗者に関する情報のことをいう。この情報は、車両のナンバープレート番号（以下「車両番号」とする）・車体形状・積載重量・運転者及び同乗者氏名・運転者及び同乗者の連絡先（携帯電話番号または E メールアドレス）等を含む。
- (5) 行先上屋とは、入場申告において登録された貨物の搬出入実施先のことをいう。対象となるのは、第1国際貨物ビルに設置された TIACT 輸出上屋、TIACT 輸入上屋、フォワーディングサポートセンター、及び第2国際貨物ビルに設置されたテナントの各上屋である。
- (6) 誘導票とは、運転者及び同乗者に対して当ターミナル入場時に第1入場ゲート等にて発行される構内誘導指示票のことをいう。誘導票には、構内での行先や入場目的・発行時刻・誘導番号等が記載され、トラック運転者及び同乗者はこの記載内容に従って構内での移動を実施するものとする。
- (7) トラック待機場とは、当ターミナルに設置された貨物搬出入車両専用の駐車場のことをいう。
- (8) 呼出とは、トラック待機場にて待機を実施している車両が本システムにより貨物搬出入車両が行先上屋へ誘導されることをいう。呼出は、登録情報内の運転者及び同乗者の連絡先やトラック待機場の情報表示モニタを利用して行われる。

（入場申告の実施方法及び実施者）

第3条

入場申告は、TIACT のホームページにて予め登録された会社 ID 及びパスワードを利用して、実施されるものとする。実施時は、必要となる情報を漏れなく正確に入力すること。

（当ターミナルへの入場）

第4条

当ターミナルへ入場する際は、以下の各号を遵守するものとする。

- (1) 利用者入構証及び車両入構証を車載し、運転者の右前のダッシュボード上に掲出していること
- (2) 第1入場ゲートにおいて、係員に対して入場申告受付番号の申告を行うこと
- (3) 発行された誘導票は大切に扱い、退場まで所持すること

(誘導)

第5条

- 1 当ターミナルに入場した後は、原則として発行された誘導票に従って業務を実施するものとする。尚、入場後に TIACT 担当者 (TIACT の業務委託先を含む) の指示があった場合は、その指示を優先するものとする。
- 2 誘導票に記載された貨物搬出入作業を終了したら、速やかに退場するものとする。

(トラック待機場への誘導)

第6条

誘導票または TIACT 担当者の指示により、トラック待機場へ誘導された場合は、それに従い移動し、待機するものとする。

(呼出情報の確認とその期限)

第7条

- 1 呼出は、原則として予め登録された運転者及び同乗者の連絡先に対し実施されるが、トラック待機場の情報表示モニタにて確認をすることもできる。
- 2 運転者及び同乗者は、呼出があれば速やかに指定された行先上屋に向かうものとする。
- 3 呼出通知開始後所定時間内に、指定された行先上屋にて所定の作業を実施しない場合、その呼出は解除され、再度待機を行うこととなる。

(誘導票破損または紛失時の対応)

第8条

当ターミナル内にて業務を実施中に、誘導票の破損または紛失が発生した場合は、必ずトラック待機場の本システムにより誘導票を再発行するものとする。

(管理ゲートの通行)

第9条

管理ゲートは、誘導票にて行先上屋への移動を指示された車両または待機場にて呼出がかかった車両のみが通行できる。但し、業務運用上の必要により、TIACT が通行を認めた車両についてはこの限りではない。

(上屋での作業)

第10条

行先上屋に到着後は、上屋担当者の指示に従い業務を実施するものとする。

(ターミナル内の交通)

第11条

当ターミナル内における車両の移動や待機等は、別途 TIACT が定める「I1402 構内交通管理細則」に従って実施するものとする。

(改廃)

第12条

本要領は施設部が所管し、改廃は業務本部長の決裁による。

(施行)

第13条

本要領は2011年8月9日から適用する。